

～・～ 愛知県からのお知らせ ～・～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 建設業許可関係事務における対策

窓口の待ち時間短縮・対面対応時間の短縮を図るため

建設業許可※の申請及び届出の受付方法を変更します。

※解体工事業者登録、浄化槽工事業者登録を含みます。

令和2年4月20日（月）から、窓口での受け付け対応を次のとおり、変更します。

①窓口では、必要書類が整っていることを確認し、申請書・届出書をお預かりします。（仮受付）

※申請書・経營業務の管理責任者・専任技術者の変更を伴う変更届は、郵送での提出はできません。事業年度終了届・前記以外の変更届は郵送での提出ができます。詳細は当課のWebページをご確認ください。

【HPアドレス：<https://www.pref.aichi.jp/toshi-somu/>】

②仮受付後、内容確認作業を行い、結果をお知らせします。
必要があれば、電話・FAX等により補正を行います。

③確認終了後、

◆申請の場合は、改めて来庁いただき、手数料（県証紙）を納めていただいた後、本受付をします。

（本受付後の処理は、従来のとおりです。）

◆届出の場合は、本受付を行い、副本をお返しします。

《預かり（仮受付）について》

○窓口では、建設業法及び同法施行規則に定める書類及び添付書類（法定書類）に不足がないことを確認します。

（内容の確認、補正作業はしません。）

○法定書類に不足がある場合は、原則として、仮受付できません。

ご不便をおかけいたしますが、手続変更の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先 愛知県都市整備局都市基盤部都市総務課建設業第二グループ

電話 052-954-6503(ダイヤル)